



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

(日 文 訳)

中華人民共和国税関の行政処罰単純案件手続規定

税務総署令

第 188 号

2010 年 3 月 1 日公布 2010 年 4 月 1 日施行

第一条 税関の行政処罰の単純案件処理手続を規範化するため、『中華人民共和国行政処罰法』(以下、『行政処罰法』と略称)、『中華人民共和国税関法』、『中華人民共和国税関行政処罰実施条例』(以下、『処罰条例』と略称)にもとづき、本規定を制定する。

第二条 単純案件とは、税関が小包・郵送物、速達便、貨物管理、保税監督管理など業務の現場およびその他の税関監督管理、統計業務中に発見した、違法の事実がはっきりし、違法の状況が軽微なもので、現場調査を経た後、その場で行政処罰告知書を作成発行することができる税関監督管理規定違反の案件を指す。

第三条 単純案件手続は、以下の案件に適用する。

- (一) 『処罰条例』第十五条第一、二号の規定を適用して処分を行う場合
- (二) 『処罰条例』第二十条から第二十三条の規定を適用して処分を行う場合
- (三) 税関監督管理規定に違反して貨幣を携帯して出入国し、金額が人民幣換算で 20 万人民币元以下の場合
- (四) その他税関監督管理規定違反案件の貨物の価値が 20 万人民币元以下、物品の価値が 5 万人民币元以下の場合

第四条 単純案件手続を適用して案件を処理する場合、税関は当事者に告知しなければならない。当事者は税関の要求にもとづいて関係する証明書類を提出しなければならない。

第五条 単純案件手続を適用して案件を処理する場合、税関はその場で立件し、直ちに調査証拠収集業務を展開しなければならない。

第六条 税関は現場調査を行った後、その場で行政処罰告知書を作成発行し、かつ行政処罰告知書を当事者或いはその代理人に渡してその場で受取のサインをさせなければならない。

『行政処罰法』第三十三条の規定に合致する単純案件は、行政処罰告知書を作成発行しなくても良い。

第七条 税関が法に依って行政処罰の決定を行う、或いは行政処罰を行わない決定をする場合、行政処罰決定書或いは行政処罰を行わない決定書を作成発行し、当事者或いはその代理人へ送達しなければならない。

以下に挙げる状況の 1 つがある場合、税関はその場で行政処罰決定書を作成発行し、かつその場で当事者或いはその代理人へ送達することができる。

- (一) 当事者が告知された事実、理由および根拠に対して異議がなく、かつ『陳述、弁明、公聴権利放棄声明』を記入した場合
- (二) 当事者が税関の告知内容に対して意見を陳述、弁明し、税関がその場で再審査することができ、かつ当事者がその場で再審査の意見に異議がない場合

第八条 単純案件手続を適用して処理する案件について、税関は立件後 5 業務日以内に行政処罰決定書を作成発行しなければならない。

第九条 単純案件手続を適用して処理する案件に以下に挙げる状況の 1 つがある場合、税関は単純案件手続の適用を中止し、一般手続規定を適用して処理し、かつ当事者に告知しなけれ



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

ばならない。

- (一) 税関が新しい違法事実を発見し、案件は更なる調査証拠収集が必要と認める場合
- (二) 当事者が税関の告知内容に対して意見を陳述、弁明し、税関がその場で再審査を行うべきでない場合
- (三) 税関がその場で再審査を行った後、当事者が税関の再審査意見に対して依然として不服な場合
- (四) 当事者が税関に公聴の申請を提出した場合

第十条 本規定中の「以下」、「以上」は、いずれも当該数を含める

第十一条 本規定は税関総署が解釈に責任を負う。

第十二条 本規定は2010年4月1日より施行する。